

【補足(追加)資料】

No. 7 女性政策事業 (P1～)

- 第2次伊予市男女共同参画基本計画
後期実施計画<<2022～2026>>
- 取組事例の紹介

No. 8 防災行政無線等管理事務 (P12～)

- 受信設備設置出来高
- 工事位置図
- 戸別受信機資料カタログ
- ダイポール資料
- IP無線カタログ・簡易操作マニュアル

No. 9 防犯対策事業 (P35～)

- 地下道ボックス防犯設備仕様書
- 地下道ボックス防犯設備位置図
- 伊予地区防犯協会会則
- 令和4年度伊予地区防犯協会負担金資料
- 伊予市防犯灯等設置費補助金交付要綱
- 令和4年度防犯灯設置実績

第2次伊予市男女共同参画基本計画 後期実施計画

《2022～2026》

～男女が互いに尊重し合い、個性と能力が発揮できるまちづくりを目指して～



伊 予 市

I 実施計画の概要

(1) 策定の目的

「第2次伊予市男女共同参画基本計画前期実施計画（以下「前期実施計画」という。）を策定し、「第2次伊予市男女共同参画基本計画（以下「基本計画」という。）」（2017（平成29）年3月策定）で示した方針や目標について、具体的な事業を明らかにし、計画的かつ効果的に実施してきました。

2021（令和3）年度に前期実施計画の最終年度、また、基本計画の中間年を迎えることから、社会経済環境の状況や国・県の動向などを踏まえた「第2次伊予市男女共同参画基本計画後期実施計画（以下「後期実施計画」という。）」の策定を行うものです。

(2) 計画の性格

ア この実施計画は、基本計画における重点目標別「施策の方向」に沿って、伊予市が取り組むべき具体的な実施事業を明らかにするとともに、「第2次伊予市総合計画後期基本計画」との整合性を図りながら施策を推進するものです。

イ この後期実施計画は、学識経験者など市民で組織する「伊予市男女共同参画基本計画策定審議会」での審議結果を踏まえ、策定したものです。

(3) 計画の期間

基本計画の計画期間（2017（平成29）年度から2026（令和8）年度まで）のうち2022（令和4）年度から2026（令和8）年度までの5年間とします。

II 成果指標、現状値及び目標値について

(1) 成果指標

成果指標としては、分かりやすく成果の達成度を示すことができるもの、データ収集が容易にできるもの、長期的に使用できる指標などの条件を満たすものを設定しています。

なお、成果指標等が設定できない場合などは、成果指標欄に理由を併記しています。

(2) 現状値

直近の数値です。

(3) 目標値

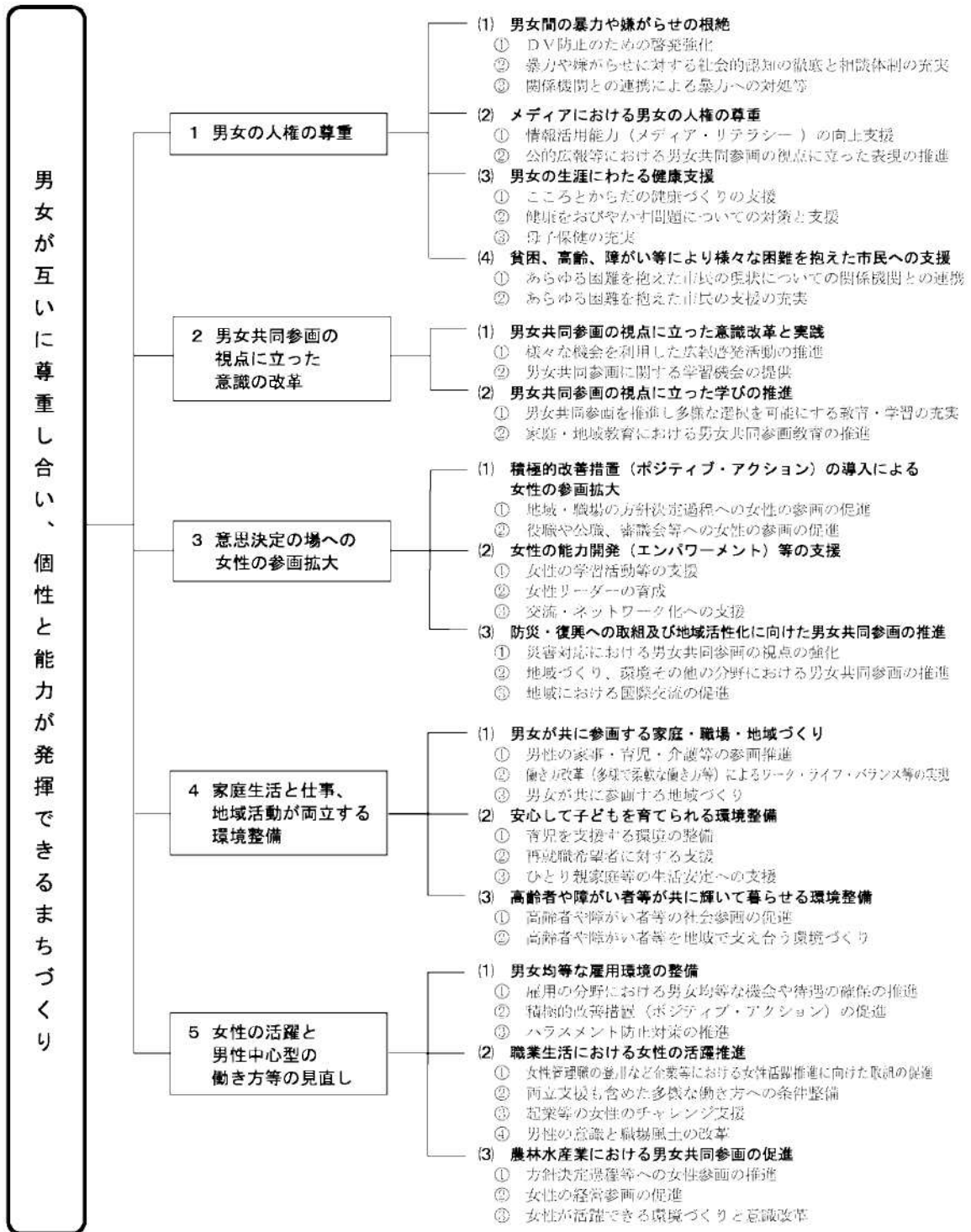
前期実施計画の最終年度である2021（令和3）年度に目指す数値と後期実施計画の最終年度である2026（令和8）年度に目指す数値です。

Ⅲ 基本計画の体系

【基本理念】

【基本目標】

【重点目標・施策の方向】



基本目標

2 男女共同参画の視点に立った意識の改革

(1) 男女共同参画の視点に立った意識改革と実践

① 様々な機会を利用した広報啓発活動の推進





とりあえず、やってみよう
ダメならまた、話し合おう

盛次 Family

(左上から) 宏樹さん 咲花さん 純子さん 歩太さん 冬陽さん 映太郎さん

「カジダン」は、家事を楽しみ、積極的に取り組む男性。
今回は、カジダン盛次宏樹さん夫婦(下右川)に聞きました。



Q.きっかけは宏樹さんの一言だそうです…

■3人目の子が産まれ、仕事や生活、これからのことを考えた時、夫からの「家事を手伝うよ。できることがあったらやるよ」という言葉がきっかけで、家事を分担するように。家事にはどんな種類があるのか、できることは何なのか、仕事と家庭の両立のために、わが家の家事を「見える化」しました。

Q.夫婦円満の秘訣は？

■家事も仕事も遊びも「トライ&エラー」だと思っています。とりあえずやってみて、ダメならまた話し合う。家事の分担も、それを繰り返したおかげで、納得しながらできています。お互いの言葉を聞き入れ、相手を思いやるのが夫婦円満の秘訣です。今では子どもたちも、自分でできることを見つけて、家事に参加しています。

Q.家族の時間づくりも？

■疲れや急な用事で分担通りできないこともあります。そんな時こそ助け合いです。そもそも家事は誰がしてもいいです。分担するのは、効率良く終わらせて、家族の時間を少しでも長くつくるためですからね。

男女共同参画社会

特集

カジダンでみんな笑顔

共働き世帯が増える中、家事を協力して行うことは不可欠となり「カジダン」が求められています。

宏樹さんの担当カジ

- ・食器洗い
- ・包丁研ぎ
- ・料理(十・日曜日)
- ・高い所の掃除
- ・子どもの送迎

など

POINT
食器洗いと包丁研ぎが得意!



▲(左から)仲神さん、西岡さん

「女性が望む道を歩むためには」がテーマの分科会に参加しました。
女性であることで、性別役割分担意識や結婚、出産、育児などでライフステージに変化があります。自分の目指したい道を進む女性が自分の望んだ仕事に就き、家庭や職場、地域などでチャレンジできる社会の実現について、政治・地域・企業・農業・学生など、幅広い分野からの発表を聞くことができました。
今後、地域にも企業にも女性リーダーが誕生しやすい環境づくりができることを期待しています。

仲神明美さん(上三谷)

参加した分科会で、自身の生きがいについて考える機会がありました。講師の話聞いて、生きがいは日々の当たり前前の生活の中にあるものだと思付くことができました。今回参加したことで、二つの課題が見つかりました。
一つ目は、男女共同参画の課題を常に意識すること。二つ目は、意識を行動に変え一歩踏み出す勇気を持つこと。二つ目は、日々にもっと感謝すること。
この二つの課題を大切に、男女共同参画社会の実現を目指して、お役に立てるよう今後も努めていきます。

西岡京子さん(中山町出穂)

参加しました!

日本女性会議
2022
in
鳥取くらよし



**男性の育児休業
その「声」を聞きました**

男性の育児休業取得率は12.65%（令和2年度/厚生労働省）。まだまだ低い水準ですが、取得しやすい環境づくりのため、関連する法律の整備が進み、近年、取得率は上昇傾向です。

夫婦で育児休業を取得し、一緒に子育てに臨んだ重友さん夫婦にお話を伺いました。

重友保樹さん、瑠美さん、晴吉くん（大平）

子どもと家族の成長を後押しする育児休業

妻の妊娠が分かってから、日に日に「一緒に子育てしたい」という思いが強くなり、同僚からの後押しもあって約1年間の育月休業を取得しました。

はじめは育児のことばかり考えていましたが、夜中に2時間おきに授乳している妻を見て、負担を少しでも軽くしたいと考えていると、自然と育児だけでなく家事全般を分担するようになりました。

赤ちゃんの成長はとても早いです。

その大事な時期を一緒に過ごすことは、体だけでなく、心の健やかな成長につながっていくと思うんです。

育児休業を取得したことで、妻への感謝の気持ちと家族の絆が強くなりました。取得させてくれた会社、上司や同僚、全ての方々に感謝しています。まだまだ男性の取得は少ないと思うので、誰もが当たり前に取り得できるように、今度は私が新規パパの取得の後押しをしていきたいです。



重友 保樹 さん

瑠美さんに聞きました



育児休業を取ってくれたことで、滞省しての子育てではなく、住み慣れた場所で子育てすることができました。

一緒に子育てをすることで、子どものさまざまな変化にも気付くことができ、しんどいと感じる時も、子どもを見て一緒に笑える存在が常にいることがありがたかったです。

仕事に復帰後も、当たり前前に家事や育児に関わってくれているので、育児休業を取って良かったと感じます。

一人一人が「自分らしく」

—男女共同参画社会—



策定しました。

第2次伊予市男女共同参画基本計画(中間改定・後期実施計画)

第2次伊予市男女共同参画基本計画(平成29年～令和8年)の計画期間の中間年を迎えたことから、中間改定版を策定し、同計画の有効性を高めるために具体的な数値目標や成果指標を示した、後期実施計画を策定しました。両計画は、市ホームページに掲載しています。

▶武智市長からの諮問を受け、男女共同参画基本計画策定審議会の審議結果を答申する鶴岡×し子会長と川中敬明副会長(令和3年11月26日)



愛する伊予市へ、その思い—



松下 優香さん

野良猫を地域猫に

人間と動物が共に過ごしやすい伊予市にするため、地域猫活動やボランティアへの補助の拡大、イベントの開催をしてはどうか。



谷川 涼子さん

保険外サービスの活用

誰もが健康で自分らしく生活できる老後を迎えられるよう、保険外サービスの認知度を高め、利用者の補助を行ってはどうか。



森川 美恵子さん

手話を身近な言語に

「手話言語条例」制定への考え、手話への理解を深めるため、伊予市が現在行っている取り組みを伺いたい。



山口 里香さん

地域での子育て支援

双海・中川地域での学区ごとの育児支援や産科を扱う病院の誘致、主婦の皆さんの求職活動への支援を行ってはどうか。



村田 知世さん

移住者へアピールを

伊予市の魅力をより伝えられるよう、移住支援サイトのリニューアルや空き家を活用した伊予市を体感できる施設を運営してはどうか。



谷田 綾子さん

安全な暮らしづくり

日常の高齢者・子どもの見守り、災害時の早急な対応ができるよう、防犯カメラ付きの災害救援自販機を設置してはどうか。



武智 夏花さん

家を建てやすいまちに

農地であっても家が建てやすくなるよう、市街化区域と市街化調整区域の線引きを緩和・廃止できるのか伺いたい。



井上 珠実さん

中山町が抱える課題

町おこしのため、花の森ホテルや空き家、遊休農地を活用してはどうか。また、歩道の整備や保育施設での鹿の飼育について伺いたい。



渡田 小百合さん

体育館に空調を

子どもが暑さでも体調も気にせずに思いきり遊べるよう、利用者の多いしもなだ体育館に空調設備を設置してほしい。



久保 貴子さん

防災意識を子どもに

子どもの防災意識を高めるため、学校での防災参観の実施、中学生・高校生の防災士資格取得への補助などを行ってはどうか。



伊予市女性議会 を開催しました

8月25日、女性議員選出促進と、市政や議会に興味を持ってもらい、女性の視点を市政運営に反映させるため「伊予市女性議会」が開催され、10人の女性議会議員が市へ質問や提言をしました。



基本目標

2 男女共同参画の視点に立った意識の改革

- (1) 男女共同参画の視点に立った意識改革と実践
- ② 男女共同参画に関する学習機会の提供

令和4年度伊予市男女共同参画講座

カジダンの
ススメ

カジダンとは、家事を楽しみ積極的に取り組む男性のこと。家事は役割からシェアする時代に。女性の方もぜひご参加ください。

令和5年

3月3日(金)

13:30~15:30

IYO夢みらい館
会議室201

講演

カジダンで自分もみんなも笑顔に ~ 幸せの種をまこう ~

講師 中村和憲氏 (食文化・料理研究家/作曲家)

「幸せの種まき」をライフワークとして県内を中心に活動。TV・ラジオ・イベント他、県産品を使った多くの商品・レシピ監修、各種商品プロモーション企画等に関わる。県内外で命をテーマとした食育、子育て、人権、男女共同参画等の講演・執筆多数。「仕事と家事に境界線はなくとも日常を豊かにしてくれるもの」「キッチンはおみんなの幸せを作る場所」をモットーに楽しさを伝えている。



※新型コロナウイルス感染状況により内容を変更または中止する場合があります。

【問い合わせ】伊予市総務課 (直通☎909-6383)

基本目標

3 意思決定の場への女性の参画拡大

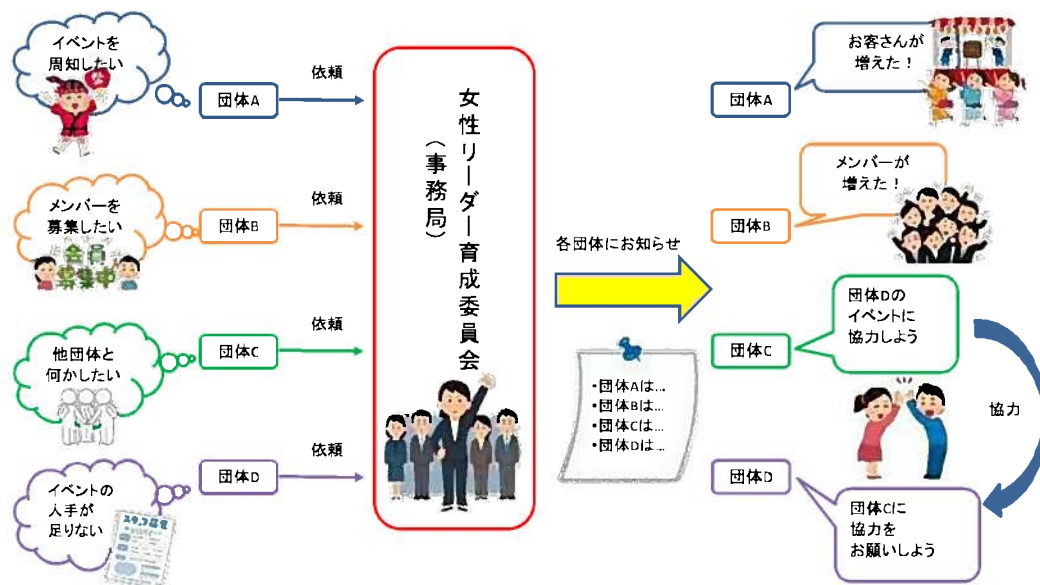
(2) 女性の能力開発(エンパワーメント)等の支援

① 女性の学習活動等の支援

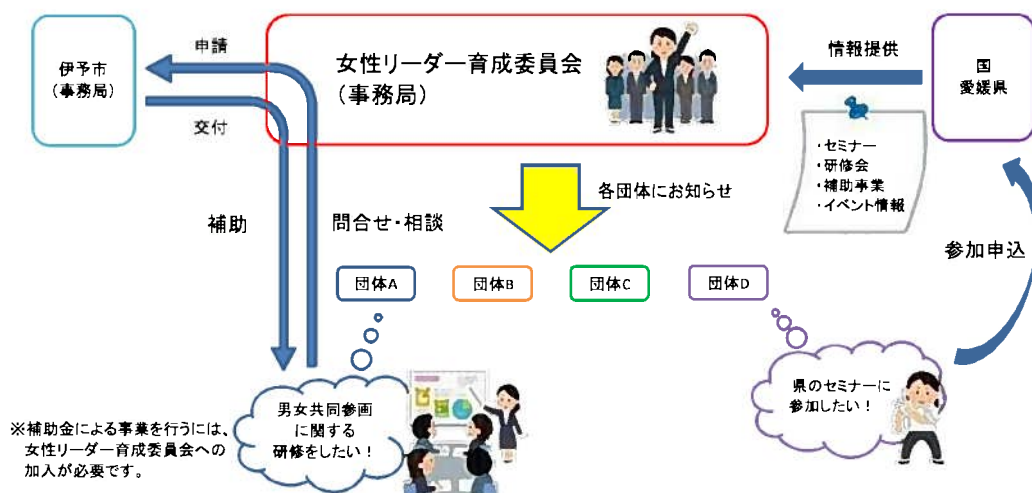
委員会活動のイメージ



① 団体同士の情報共有、協力関係の構築



② 女性リーダー育成のための補助事業



基本目標

3 意思決定の場への女性の参画拡大

(2) 女性の能力開発(エンパワーメント)等の支援

③ 交流・ネットワーク化への支援



日本女性会議 2022 in 鳥取くらし

Smile in くらし

～だれもが共に笑顔になれる夢ある未来～

2022年10月28日(金)▶30日(日)

会場	鳥取県立倉吉未来中心(メイン会場)・ 鳥取短期大学・倉吉交流プラザ・ 上瀬コミュニティセンター・関念地区	 入会ホームページ
交流会 会場	ホテルセントパレス倉吉(メイン会場)・ 倉吉シティホテル・打吹回廊・ 倉吉市関念都市交流センター	
主催	日本女性会議2022 in 鳥取くらし実行委員会・倉吉市	

1日目(分科会)

10月28日(金)

大会スケジュール(1日目)

11:00~ 受付(11:00~18:00/物産展 ※詳しくは10ページ)
12:30~14:30 前半分科会(Ⅰ~Ⅲの中から1つ選べます)
14:30~15:30 休憩・移動
15:30~17:30 後半分科会(Ⅳ~Ⅵの中から1つ選べます)
※最大2つの分科会に
参加可能です。
※分科会8/12:30~16:00
※分科会9/13:00~17:00 独自行程
18:30~20:00 交流会 ※詳しくは10ページ

会場 倉吉未来中心・鳥取短期大学・倉吉交流プラザ・上瀬コミュニティセンター・関金地区

前半分科会 12:30~14:30(※分科会1のみ終了は15:00)

分科会1 SDGs 12:30~15:00(定員450人) 会場 倉吉未来中心 大ホール
未来創造コンテスト~高校生が夢をかなえる第1歩~

地元高校生が、SDGsの17の目標とのつながりを考えながら、鳥取県中部地区の魅力を全国に発信します。ジャンプ一平等の取組をはじめ持続可能な社会を実現するために、あらゆる年代の関わりが重要です。ぜひ高校生の未来に向けた発表をご覧ください。

発表者: 県立倉吉東高等学校、県立倉吉西高等学校、
県立倉吉農業高等学校、
県立倉吉総合産業高等学校
助言者: 上野 千鶴子 (東京大学名誉教授)
リコージャパン株式会社

分科会2 性の権利と健康(定員270人) 会場 倉吉未来中心 小ホール
「性(いのち)の権利を伝えたい」をカタチにするには
~自分の心からだを大切にする~

今の性教育に対する認識から、今後の取組方法を考えます。伝えたい思いをカタチにした取組事例の紹介や、性教育に対する大人の思いが子どもたちに与える影響を考えます。

講演: 遠見 才希子 (産婦人科医)
トークセッション (取組事例の紹介)
出演者: 福岡県生活安全課 ほか

分科会3 IKIGAI(いきがい)(定員160人) 会場 倉吉未来中心 セミナールーム3
くらよし版!人生会議
~よりよく生きるための今と心づもり~

「いたしがたり」プログラム
心の中にある「こうあるべき」が自分や他人を苦しめることがあります。「私」が今大切にしていることは何かを考えながら、どんな未来に向かいたいのかを考えます。

講師: 長谷川 理恵 (Being Prem 代表)

独自行程分科会① 12:30~16:00

分科会8 ワーク・ライフ・バランス(調理体験&講演) 会場 上瀬コミュニティセンター
(定員25人)

ジェンダーバイアスフリーの家事参画
~手軽、身軽、気軽の三軽から考えるジェンダーバイアスフリークッキング~

料理の楽しさを体験しよう
今まで料理体験の少ない方に向け調理体験分科会です。調理と講師の体験談から、家庭での男女共同参画を考えたいませんか。

講師: 海村 雅晴 (株)ビストロパバ代表

●分科会8を選択されますと、他の分科会は選択できません。

体 体験型 グ グループワーク ハ パネルディスカッション 講 講演 プ プレゼンテーション

後半分科会 15:30~17:30

分科会4 女性の活躍(定員270人) 会場 倉吉未来中心 小ホール
女性が望む道を歩むためには

女性が就きたい仕事や家庭、職場、地域でやりたいことにチャレンジでき、自分らしくいきいきと暮らせる社会を実現するために。
政治、地域、企業、農業、学生など、幅広い分野のパネリストと一緒に考えます。

進行: 尾崎 真理子 (鳥取県人権文化センター)
登壇者: (政治)池田 幸恵(大山町議会議員・講師)
(地域)高塚 勝・輪子 実妻
(企業)松田 仙美(鳥取銀行倉吉支店長)
(農業)杉川 将登・一二美 実妻
(学生)青木 優奈 (鳥取大学学生)

分科会5 防災(定員160人) 会場 倉吉未来中心 セミナールーム3
避難行動要支援者について知る
~あなたの近くの支援が必要な人へ、いざというときに...~

西日本豪雨災害(平成30年)から学ぶ。
障がい児・者への防災の取組や、時間とともに取組が変化する人々の特徴やその対応について共有し、配慮が必要な方への対応や、地域のつながりの必要性を考えます。

講演: 永田 拓 (社会福祉法人リンク理事長)
コーディネーター: 山下 弘彦 (日野ボランティアネットワーク代表)
パネリスト: 白鳥 孝次 (鳥取県災害福祉支援センター)
リチャードソン 晶子 (医療的ケアのある重度障がい児の保護者)

分科会6 子どもの権利(定員290人) 会場 鳥取短期大学 大講義室
障がいのあるなしに関わらず 共に学ぶ 共に育つ

子ども同士が多様性を認め合うことで、だれも排除されない社会になります。子どもたちが多様性を受け入れ認め合いながら過ごすには、大人はどうしたらよいかを考えます。

講演: 木村 泰子 (みんなの学校)大空小学校 (元)校長
コーディネーター: 濱田 妙子
パネリスト: 何田 優 (自然がっこう旅をする木代表)
田村 崇 (鳥取子ども学習自立援助ホーム統括役員) ほか

分科会7 ネットフォーラム(定員90人※会場参加) 会場 倉吉交流プラザ 視聴覚ホール
アバターでコミュニケーション

性別や年齢にとらわれない究極のジェンダース会議を開催します。アバターをよよく知る人も全く知らない人も一緒に、アバターを使ったコミュニケーションの可能性について考えます。

VR出演: えびちゃん (VTuber/鳥取県市府町観光大使) など

※この分科会のみオンライン参加可能。定額は無料(参加費無料)。接続方法については公式サイトに掲載しています。

独自行程分科会② 13:00~17:00

分科会9 健康とまちづくり(定員45人) 会場 関金地区
ウエルネスウォーキング

旧国鉄倉吉線廃線跡~温泉地の5kmコース

ウォーキングを通して自然豊かな関金地区の魅力を感じてもらい、現地の地蔵資源に融け込む体験として「竹灯籠づくり体験」をしていただきます。「地域活性化」「まちづくり」をテーマにした分科会です。

ウエルネスウォーキング上級インストラクター: 向井恵美子

●分科会9を選択されますと、他の分科会は選択できません。

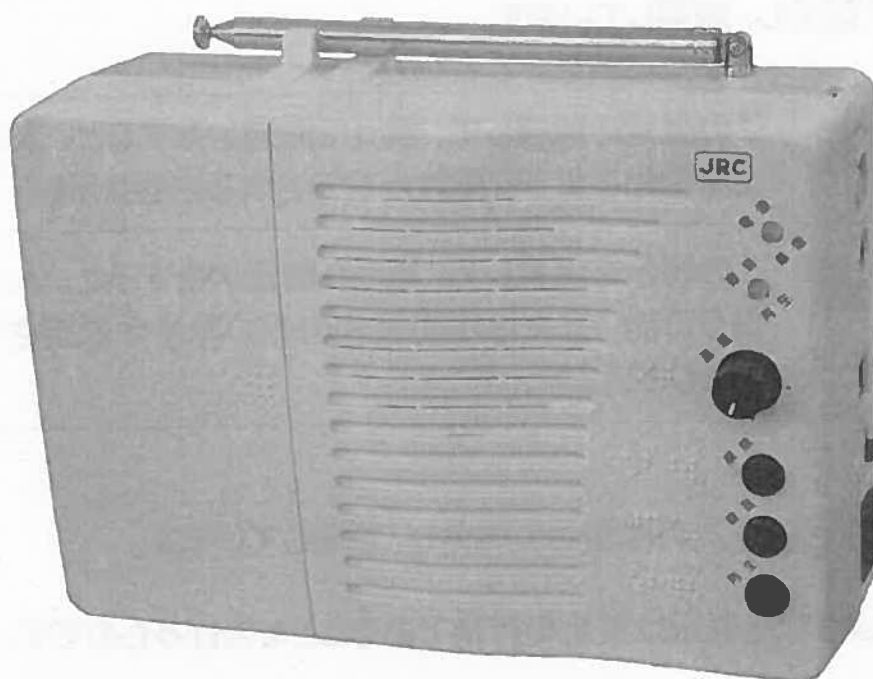


工事出来高表

	工事名称	単位	設計数量	出来高	備考
1	戸別受信機配布(設置)	台	271	264	
2	ダイポールアンテナ設置	基	190	114	
3	機器設定・調整費	台	271	264	
4	ケーブル配線(延長分含む)	m	2850	1865	
5	戸別受信機撤去	台	150	158	
6	ダイポールアンテナ撤去	基	150	43	
7	ケーブル撤去	箇所	150	43	
8	アンテナ素子のみ取替	基	0	4	
9	高所作業車	日	0	2	

防災行政無線戸別受信機

NRE-416



取扱説明書

本装置は良好に受信できるよう設置してあります。
この説明書をお読みのうえ正しくご使用ください。

本装置は防災無線を受信するための戸別受信機です。

JRC 日本無線株式会社

安全に使用いただくために

この取扱説明書では、製品を安全に正しくお使いいただき、あなたや他の人々への危害や財産への損害を未然に防止するために、いろいろな絵表示をしています。その表示と意味は次のようになっています。内容をよく理解してから本文をお読みください。

■表示内容を見逃して誤った使い方をしたときに生じる危害や損害の程度を、次の表示で区分し、説明しています。



警告

この表示を見逃して、誤った取扱いをすると、人が死亡または重傷を負う可能性が想定される内容を示しています。



注意

この表示を見逃して、誤った取扱いをすると、人が傷害を負う可能性または物的損害のみの発生が想定される内容を示しています。

■上記表示の内容を、次の絵表示で区分し、説明しています。



このような絵表示は禁止の行為であることを告げるものです。



このような絵表示は行為を強制したり指示する内容を告げるものです。

ご使用上の注意

■受信機について



警告



分解禁止

分解や改造をしない
火災、感電、故障の原因となります。



水ぬれ禁止

ぬらさない
火災、感電、故障の原因となります。



禁止

**浴室や加湿器のそばなど、湿気の多い場所や塩水などの
かかるところ、ほこりの多いところで使用しない**
火災、感電、故障の原因となります。



禁止

歩行中に使用しない
ロッドアンテナで誤って目を突いたりして失明などの事故の原因となります。



禁止

異物を機器内部に入れない
火災、感電、故障の原因となります。



禁止

不安定、衝撃、振動のある場所に置かない
けが、破損、故障の原因となります。



強制

電源プラグは根元まで確実に差し込む
差し込みが不完全ですと、火災や感電の原因となります。



電源プラグを
抜く

**煙が出ている、異常に熱い、変な臭いがするときは、電源
プラグを抜く** 火災、感電の原因となります。



ぬれ手禁止

ぬれた手で電源プラグの抜き差しはしない
感電の原因となります。



禁止

雷のときは電源プラグ・コードにさわらない
雷によっては感電の原因となります。



禁止

電源コード、プラグが傷んだ場合は使用しない
火災、感電の原因となります。

警告



強制

電源プラグのほごりは定期的にとる
火災の原因となります。



禁止

配線器具の定格を超える使い方や、交流 100V 以外での使用禁止 たこ足配線などで定格を越えると、発熱による火災の原因となります。



強制

電源を入れる前に音量を最小にする
耳を傷める原因となります。

注意



禁止

直射日光のあたる場所や、高温となる場所に置かない
変形、変色、故障の原因になります。



禁止

テレビ、ラジオ、パソコン等を近くに置かない
受信できなくなる場合があります。



強制

長期間使用しない時は、乾電池を抜く
液漏れ、故障の原因になります。

■乾電池について

注意



禁止

火の中に投げ入れない
火気に近づけないでください。液漏れ、発熱、破裂の原因となります。



禁止

＋、－端子をショートさせない
発熱、液漏れの原因になります。



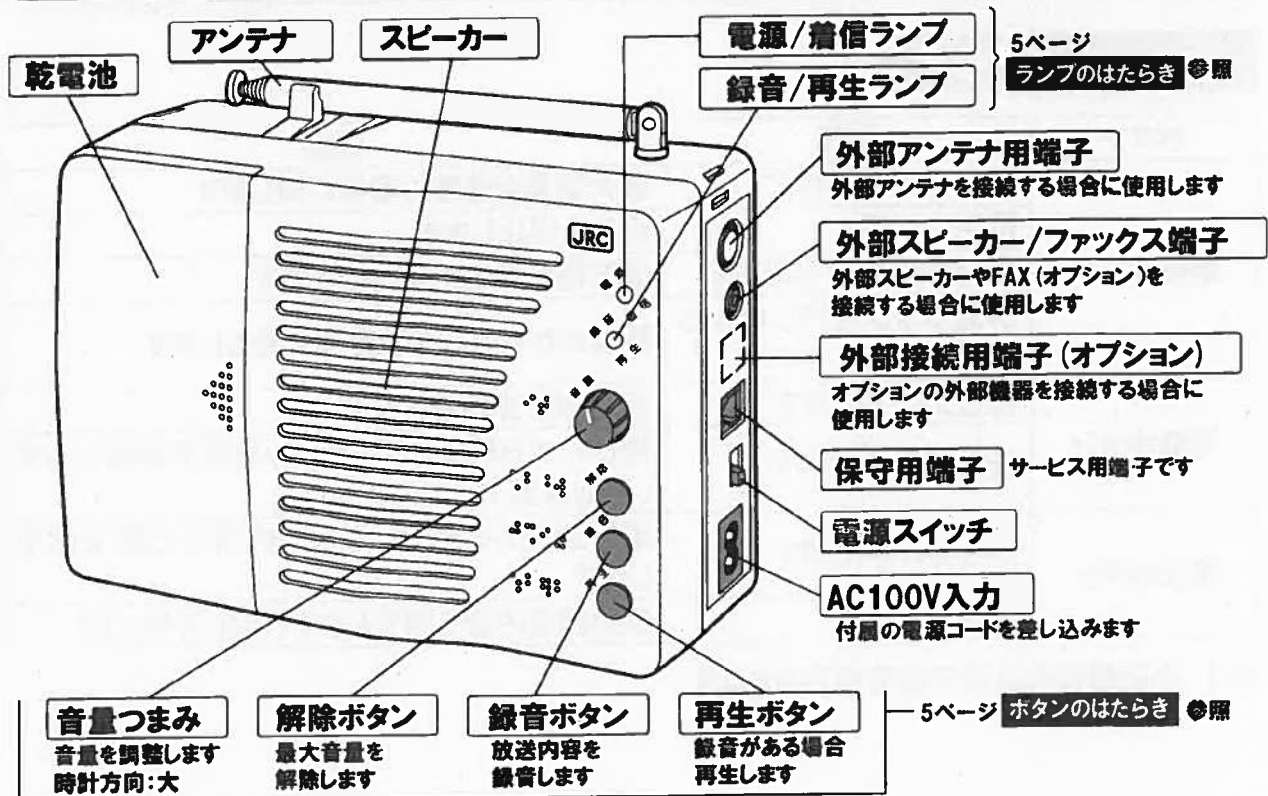
分解禁止

分解や改造をしない
けが、液漏れの原因になります。

装置の特徴

- 音量つまみにより音の大きさを調整することができます。
- 緊急通報時は、自動的に最大音量になります。解除ボタンを押すだけで、音量つまみの位置に応じた音量に戻ります。
- 通常はAC100Vで動作し、停電時は自動的に乾電池動作に切り替わります。
- 乾電池は、単1形、単2形、単3形がご使用になれます。(2本使用)
- 緊急通報および録音制御通報の受信時は、通報開始から約2分間(標準)自動で通報内容を録音します。
- その他の通報受信時は録音ボタンを押すことにより、約2分間(標準)通報内容を録音することができます。
- 待ち受け時に録音ボタンを押すと留守録音設定になり、通常の通報も自動的に録音することができます。
- 録音は、1通報あたり約2分間で最大30件可能です。(標準)
設定により録音時間60分の範囲で、録音件数は最大120件まで増やすことができます。
- 待ち受け時に再生ボタンを押すと、録音されている内容を再生します。
- オプションにより、外付けのFAXアダプタ経由で接続したファクシミリ機によるファックス受信や、文字表示器への受信データ伝送を行なうことができます。

各部の名称とはたらき



ランプのはたらき

ランプ	色	ランプ動作	状態
電源／着信 ランプ	緑	点灯	AC100V使用中
		点滅	乾電池使用中
	橙	点滅	通報受信※ ¹
	赤	点灯	故障
点滅		乾電池が消耗している、または、入っていない	
録音／再生 ランプ	緑	点灯	留守録音設定中※ ²
		点滅	再生中
	橙	点灯	再生されていない録音通報があります (留守録音設定なしの場合)
		点滅	起動中または録音消去中
	緑／橙	交互点灯	再生されていない録音通報があります (留守録音設定中の場合※ ³)

※1 データ受信(FAX受信等)の場合も橙点滅します。

※2 留守録音設定されていなくても、緊急通報など自動録音通報の受信中は緑点灯します。

※3 留守録音設定されていなくても、緊急通報など自動録音通報の受信中は緑／橙交互点灯します。

お願い

電源／着信ランプが赤点灯したときは、異常または故障です。(電源を入れたときを除く)
電源スイッチを切り、電源プラグをコンセントから抜いて販売店にご連絡ください。

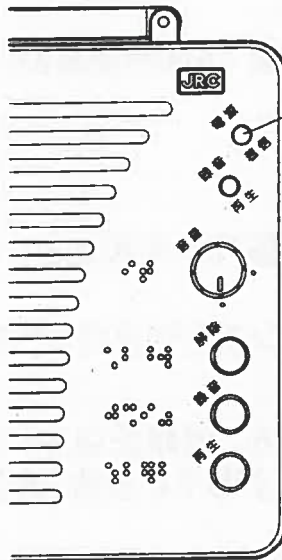
ボタンのはたらき

ボタン	操作	機能
解除ボタン	緊急通報中に押す	最大音量を通常の音量に戻します
	再生中に押す	再生を停止します
	留守録音設定中に押す	留守録音設定が解除されます
	解除ボタンを押しながら 電源を入れる	録音されている通報音声を消去します
録音ボタン	待ち受け中に押す	留守録音設定されます
	通報受信中に押す	押してから約2分間(標準)通報を録音します (手動録音)※ ¹
再生ボタン	待ち受け中に押す	録音通報があれば、新しい内容から順次再生 します
	再生中に押す	次の録音内容を再生します(再生スキップ)

※1 手動録音後は留守録音設定されます。

操作のしかた

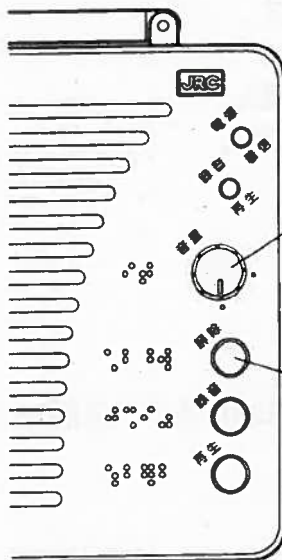
準備



電源／着信ランプが、緑点灯 (AC動作時)、または緑点滅 (乾電池動作時) していることを確認してください。

- 電源スイッチは常に「入」にしておいてください。
- 電源コードは抜かないでください。乾電池の消耗を防ぎます。
- 乾電池は常に入れたまま使用してください。

音量調節



音量は通報受信時にお好みの大きさに合わせてください。

緊急通報受信は固定音量 (最大音量) で受信されます。音量が大きすぎる時は、解除ボタンを押してください。通常の音量に戻ります。

- 音量つまみを最小にしても音は聞こえます。

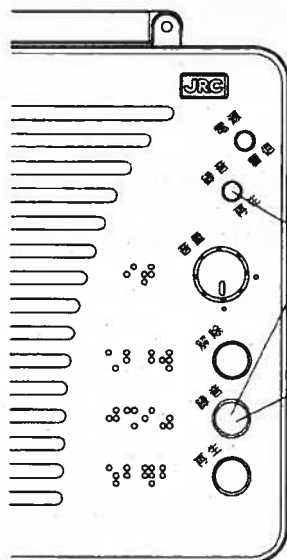
録音のしかた

録音は「自動録音」「手動録音」「留守録音」の3種類があり、1通報あたり約2分間(標準)、30件(標準)録音可能です。

設定により録音時間60分の範囲で、録音件数は最大120件まで増やすことができます。

緊急通報など録音制御付き通報を受信した場合、自動録音されます。

留守録音設定すると、通常の通報を受信した場合も録音できます。(全ての音声通報を録音)

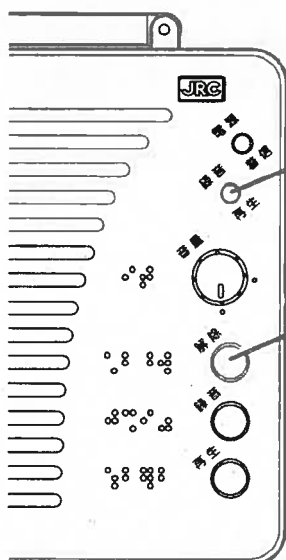


待ち受け中に録音ボタンを押すと、留守録音設定となり、通報を留守録音します。
留守録音設定中は、録音/再生ランプが緑点灯します。

留守録音設定されていない場合でも、通報受信中に録音ボタンを押すと、手動録音となり、押してから約2分間(標準)通報を録音します。
手動録音後は留守録音設定されます。

- 録音時間と録音件数は設置前に決定されています。
- 録音時間を超える通報の場合は、超えた分の音声は録音されません。
- 録音件数を超えると、最も古い録音内容から上書きされます。
- 電源が切れた場合でも、録音内容が保持されます。
- 録音開始した通報を、途中で録音中止にすることはできません。
- 留守録音設定を解除する場合は、解除ボタンを押してください。

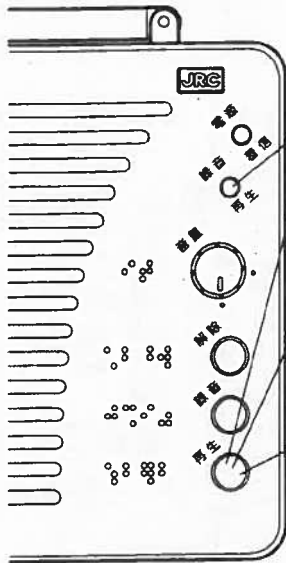
録音内容の消去のしかた



消去中は、録音/再生ランプが橙点滅します。点滅中は電源を切らないでください。

解除ボタンを押しながら電源を入れると、録音されている通報音声を全て消去します。

再生のしかた

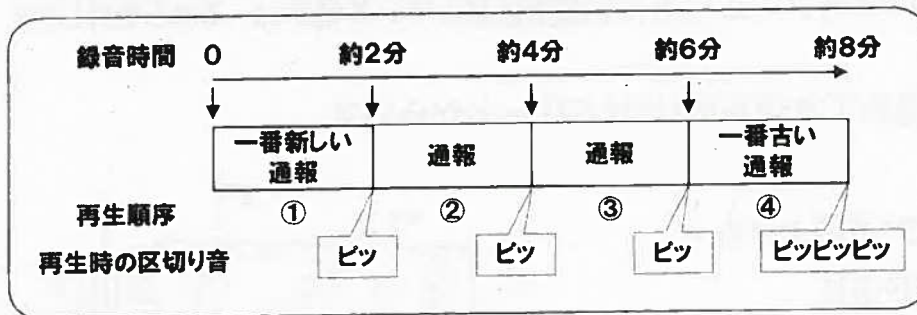


未再生の録音内容がある場合、録音／再生ランプが橙点灯(留守録音設定中は、緑／橙の交互点灯)しますので、再生ボタンを押して録音内容を再生します。

再生中に再生ボタンを押すと、次の内容にスキップします。

未再生の録音内容を全て再生した後、再度再生する場合は再生ボタンを押します。

- 1件再生する毎に、下記例のように区切り音が鳴ります。
(録音件数4件で、録音時間各2分の場合)

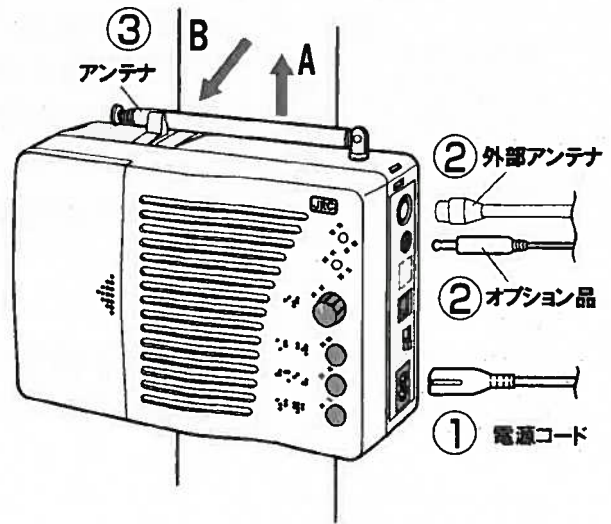


- 一番新しい通報から再生されます。

緊急時の持ち出しのしかた

① 電源コードを外す

- お知らせ音が鳴り、自動的に乾電池動作になります。
- 通報受信中に電源コードを外した場合、通報受信を優先するため、お知らせ音は通報終了後に鳴りません。
- 乾電池動作中は、電源／着信ランプが緑点滅します。赤点滅している場合は電池が消耗していますので、すぐに新しい電池と交換してください。



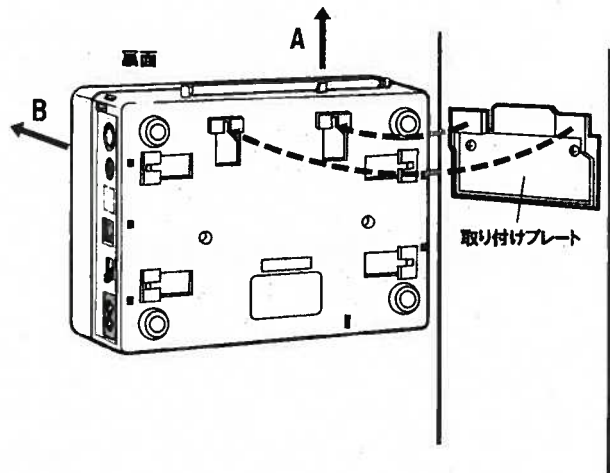
② 外部アンテナやオプション機器を外す

- 外部アンテナやオプションの外部機器を接続している場合は、それらを外します。

③ アンテナを縮めて本体を取り付けプレートから外す

A: 本体を上方へ引き上げる

B: 本体を手前へ引く



持ち出し後の操作注意

- 安定した、衝撃・振動のない場所に置いてください。
- 受信する時は必ずアンテナを伸ばしてください。電波の弱い場所では受信できない場合があります。
- 防水仕様ではありませんので、雨の日には濡らさないようにしてください。
- 未使用時は電源スイッチを「切」にしておくと乾電池の消耗を防ぎます。

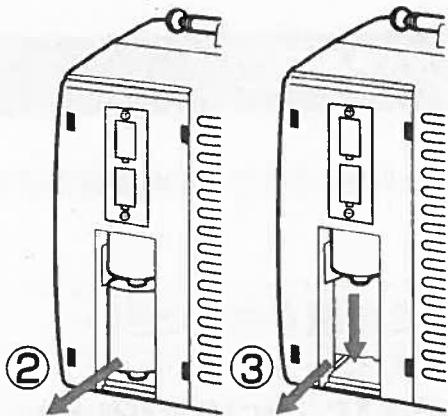
乾電池の交換のしかた

安全に交換していただくために

- 緊急時の持ち出しのしかたの要領で本体を取り付けプレートから外した後、安定した場所で行なってください。
- 電源スイッチを「切」にしてから行なってください。

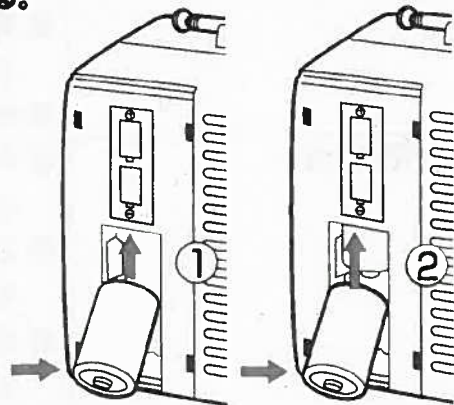
乾電池を取り出す

- ① 本体の電池ふたを開く
の部分を押しながら左にスライドさせる。
- ② 1つ目の乾電池を指で引き上げながら取り出す。
- ③ 残った乾電池を指で押さえながら下へ引き出し、取り出す。



乾電池を入れる

- ① 乾電池の極性(+)、(-)を確かめて、乾電池を押しながら奥へ滑らせ挿入する。
- ② 2つ目の乾電池で1つ目を押しながら挿入する。
(△注意) 指を挟まないように注意してください。
- ③ 電池ふたを閉める。
- ④ 取り外したコードを接続し、アンテナを元の方向に向け、電源スイッチを「入」にする。



乾電池の交換時期について

- 定期交換 1年に1回程度
- 電源/着信ランプが赤点減した場合(一時的にお知らせ音が鳴ります)

乾電池の交換時のお願い

- 単1、単2、単3形アルカリ乾電池いずれかの同種類2本を同時に交換してください。
(マンガン乾電池でも動作しますが、動作時間が短くなります。)
- 使い切った乾電池はすぐに取り出してください。そのままにしておくと液漏れを起こし、故障の原因となります。
- 電池の+、-を確かめて入れてください。
- 数ヶ月に一度は電池の状態(サビ、液漏れ)を確認してください。

お手入れのしかた

安全のために

- 電源スイッチを切ってください。
- 電源プラグをコンセントから抜いてください。

お手入れの方法

- 乾いた布で拭いてください。
- ベンジン、シンナー、化学雑巾等は使用しないでください。

長時間使用しない時

- 電源スイッチを切り、電源プラグをコンセントから抜いて、乾電池を取り出してください。

故障とお考えになる前に

修理を依頼される前に、もう一度次のことを確認したのち、それでもなお異常がある場合には、販売店にご相談ください。

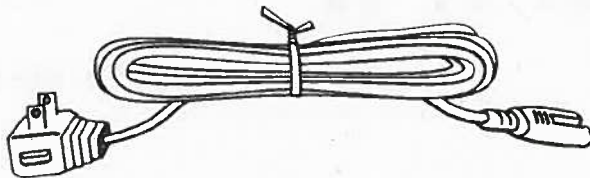
こんなときは	ここをお確かめください
電源が入らない	<ul style="list-style-type: none">●電源スイッチが「入」になっていますか？●電源プラグまたはAC入力プラグが外れていませんか？(AC動作時)●新しい乾電池が入っていますか？(乾電池動作時)
放送が聞こえない	<ul style="list-style-type: none">●外部アンテナ端子にアンテナコネクターが確実に接続されていますか？(外部アンテナ使用時)●本機を移動していませんか？(電波が弱い場所に本機を置いていませんか？)●電源は入っていますか？(電源／着信ランプが緑点灯または緑点滅していますか？)●音量つまみを左に回しすぎていませんか？
音量つまみを左に回しきっても音が出る	<ul style="list-style-type: none">●本機は誤って音量つまみを左に回しきっても通報を聞きのがさないように、微小音量が出ますので、異常ではありません。

定 格

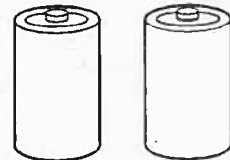
- 電 源 AC100V (50Hz/60Hz)
アルカリ乾電池 2本 (単1形または単2形または単3形)
- 消費電力 AC100V 約5W(定格出力時)、約1W(待ち受け時)
- 受信周波数 60MHz帯の内の1波
- 使用温度 0°C~+40°C
- スピーカー 最大出力500mW (AC100V入力時) インピーダンス 8Ω
- 寸 法 約220(幅)×150(高)×75(奥行)mm (突起物を除く)
- 質 量 約1kg (乾電池、電源コードを除く)

付属品

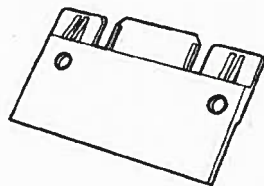
電源コード(1個)



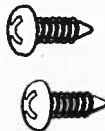
単2アルカリ乾電池(2本)



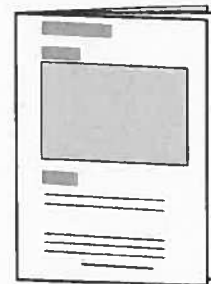
取り付けプレート(1個)



木ネジ(2本)



取扱説明書(1冊)



JRC 日本無線株式会社

JRC ウェブサイト <http://www.jrc.co.jp/>

本社事務所 〒167-8540 東京都杉並区萩産 4-30-16 藤澤ビルディング
ソリューション営業部 公共営業グループ TEL:03-6832-1756

北海道支社	〒060-0003	札幌市中央区北三条西 7-1	北海道水産ビル	TEL:011-261-8321(代表)
東北支社	〒983-0852	仙台市宮城野区榴岡 3-4-1	アゼリアビルズ	TEL:022-781-6171(代表)
青森支店	〒030-0803	青森市安方 1-1-32	水産ビル	TEL:017-774-2321(代表)
中部支社	〒460-0002	名古屋市中区丸の内 3-21-25	清風ビル	TEL:052-959-5901(代表)
東海支店	〒424-0823	静岡市清水区鳥崎町 6-29		TEL:054-353-0138(代表)
北陸支店	〒950-0925	新潟市中央区弁天橋通 3-1-5		TEL:025-257-1711(代表)
関西支社	〒530-0004	大阪市北区堂島浜 1-4-28		TEL:06-6344-1637(受付)
神戸支店	〒650-0024	神戸市中央区海岸通 5 番地	商船ビル	TEL:078-321-2431(代表)
中国支店	〒730-0013	広島市中区八丁堀 7-2	広島八丁堀 72ビル	TEL:082-224-5551(代表)
四国支店	〒760-0023	高松市寿町 2-3-11	高松丸田ビル 4F	TEL:087-823-4720(代表)
九州支社	〒812-0025	福岡市博多区店屋町 1-31	博多アーバンスクエア	TEL:092-262-2121(受付)
長崎支店	〒852-8003	長崎市旭町 1-20		TEL:095-861-8148(代表)
鹿児島支店	〒890-0064	鹿児島市鴨池新町 6-6	鴨池南国ビル	TEL:099-250-6161(代表)
三鷹製作所	〒181-8510	東京都三鷹市下連雀 5-1-1		TEL:0422-45-9111(案内)

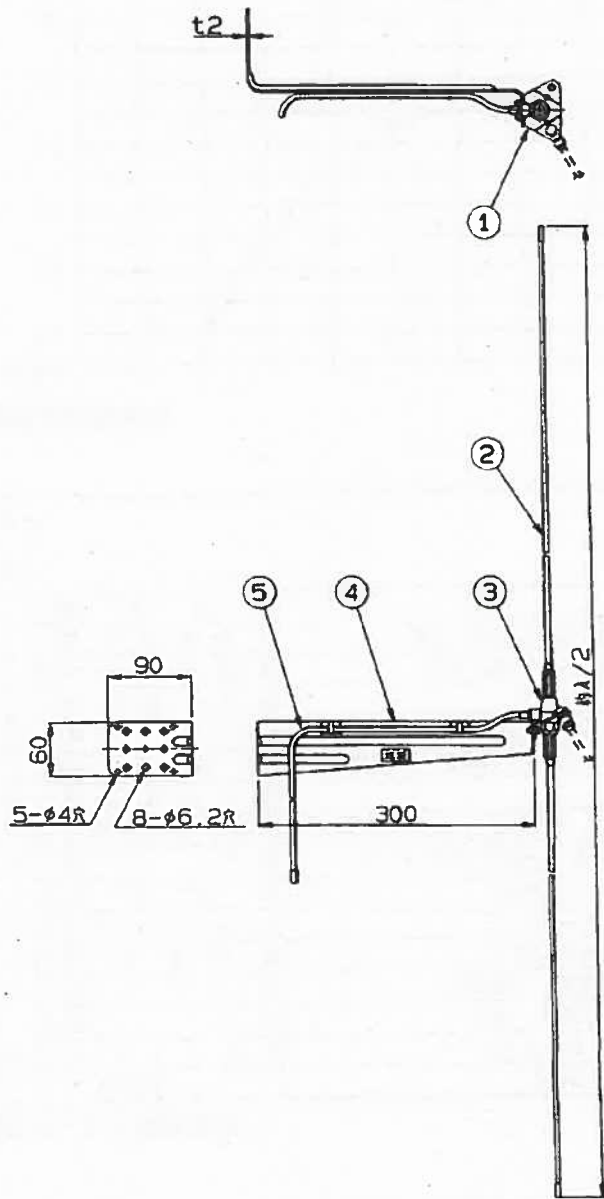
営業所 稚内、釧路、函館、八戸、秋田、盛岡、福島、埼玉、神奈川、焼津
金沢、福井、長野、岐阜、三重、鳥取、山陰、山口、高知、徳島
愛媛、佐賀、宮崎、熊本、大分、沖縄
出張所 帯広

ISO9001, ISO14001 認証取得

代理店

※ 外観・仕様などは、予告なく変更することがあります。

12FF-013



■部品表

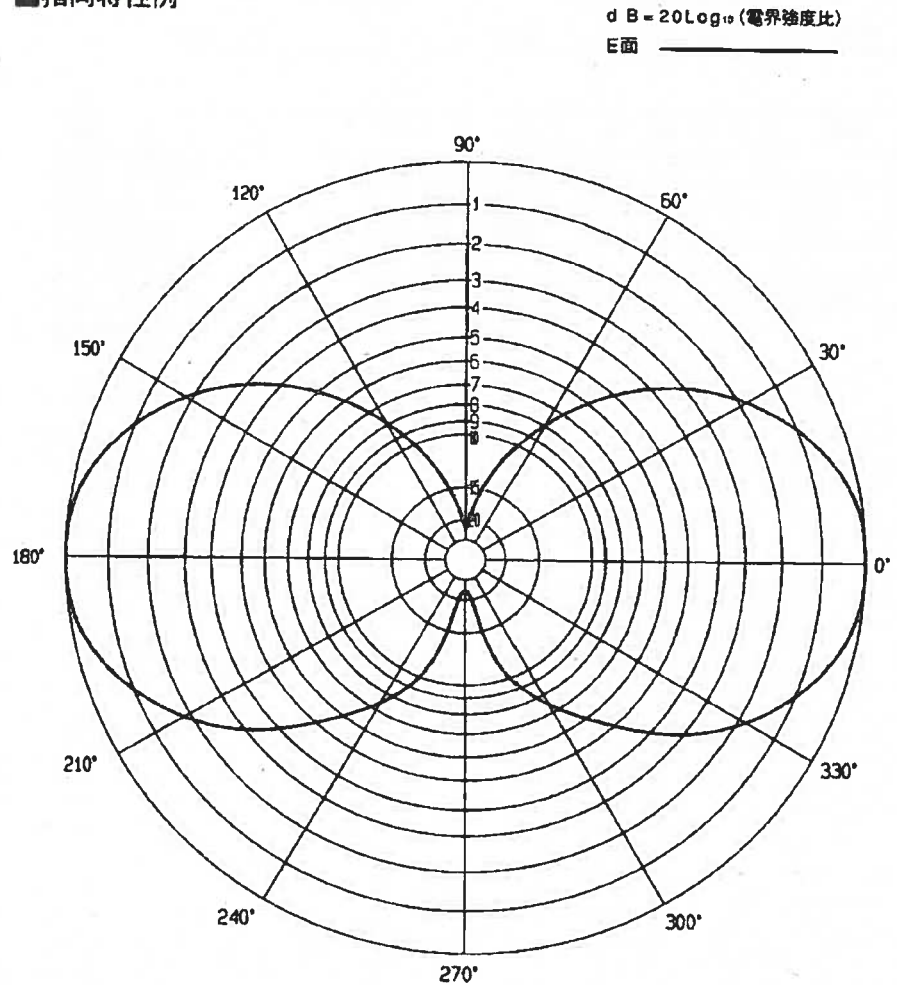
5	給電ケーブル	1	30-2V (相当)		(15m)	
4	取付金具	1	SUS			
3	給電部	1	P.P製断色		黒色	
2	エレメント	2	FRP (網線入)		白色	
1	角度取付金具	1	SUS			
部番	名	称	個数	材 質・処 理	部 品 図 番	備 考

型名	図番	尺度
DP-0608(A)	F0-D001-H01-P	/
日本アンテナ株式会社		単位
		mm

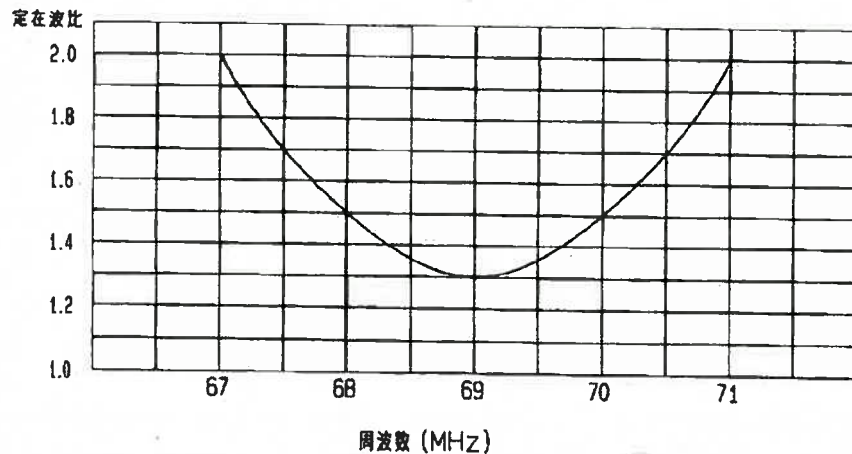
■アンテナ標準仕様

仕様項目		仕様内容
電 気 的 性 能	1 アンテナ型式	ダイポール型アンテナ
	2 型 式	DP-0608 (A)
	3 用 途	固定局用、垂直偏波無指向性
	4 使用周波数	68~70MHz
	5 入力インピーダンス	公称50Ω
	6 定在波比	帯域内2.0以下
	7 利 得	ダイポール比: 0dB 絶対利得: 2.15dB
	8 指向性 (平均値)	E面半値幅: ±38°
	9 前方対後方比	
機 構 的 性 能	10 絶縁抵抗	給電点にて乾燥時、DC500Vにて500MΩ以上
	11 耐電圧	給電点にて乾燥時、AC1000V1分間加え異常ない事
	12 給電部接栓径	
	13 アンテナ重量	約0.5Kg (ケーブル含まず)
	14 最大受風荷重	約2.0Kg (60m/secの時)
備 考	15 取 付 金 具	

■指向特性例



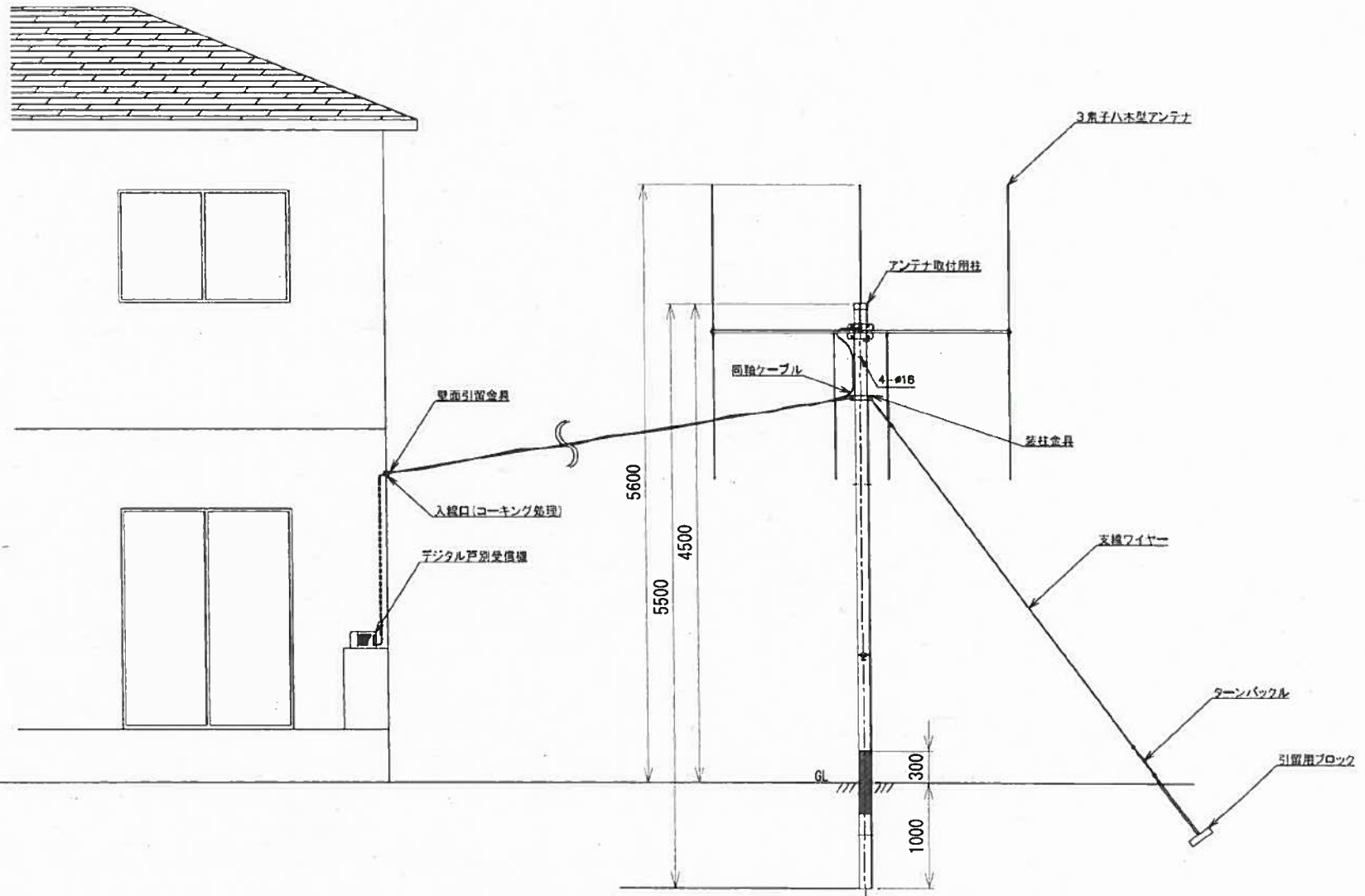
■周波数特性例



型名	DP-0608(A)	図番	F0-D001-M00-P
----	------------	----	---------------

日本アンテナ株式会社

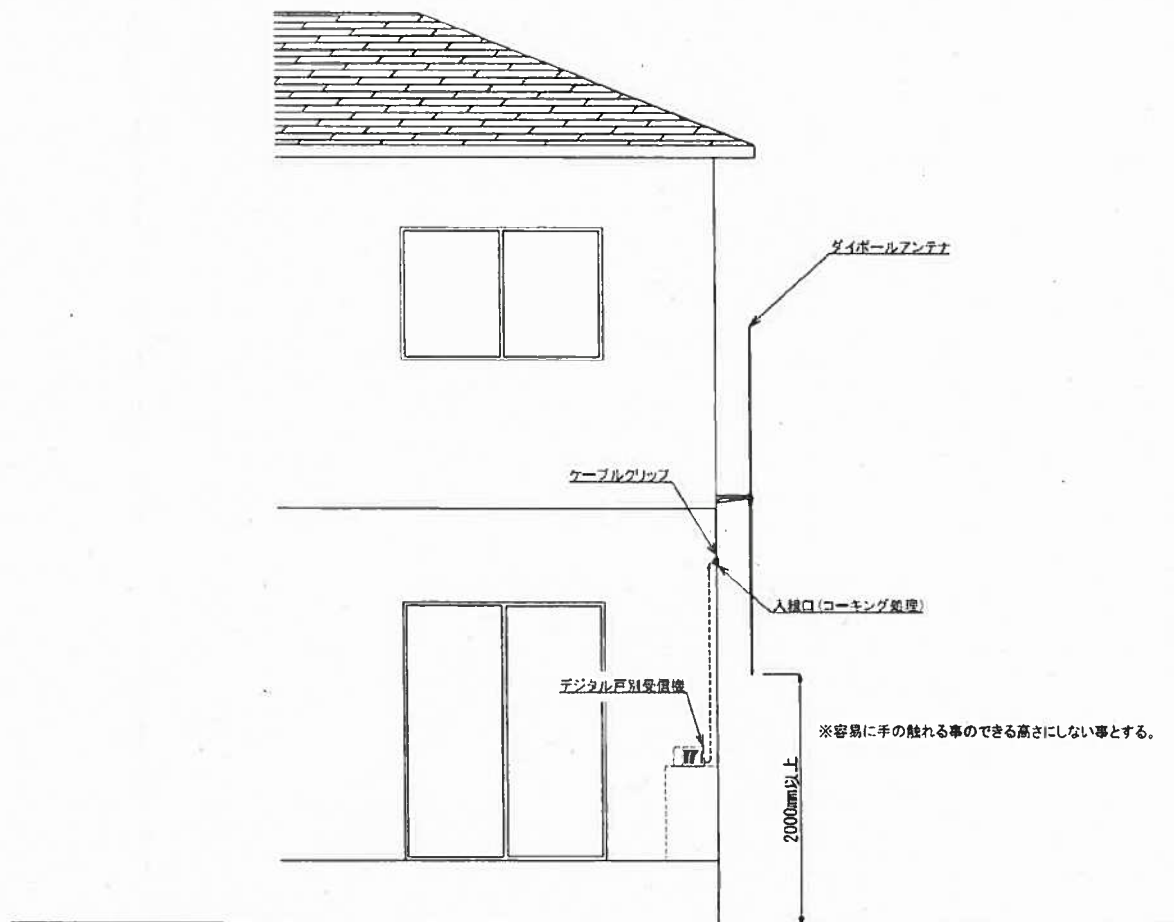
3素子八木型アンテナ取付 (参考図)



※根入れは全長の1/8以上とすること。ただし、全長5500mmの場合は1000mm以上根入れすること。

工事名	伊予市デジタル戸別受信機設置工事 (工事) 図物
図面名	3素子八木型アンテナ取付図 (参考図)
年月日	令和 2年 6月 26日
尺度	図面番号

ダイポール型アンテナ取付図 (参考図)



工事名	伊予市デジタル戸別受信機設置工事(工事) 0000
図面名	ダイポール型アンテナ取付図(参考図)
年月日	令和 2年 6月 26日
尺度	図面番号

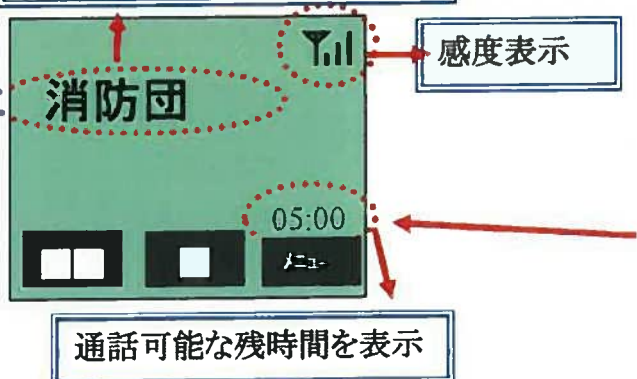
ビジネストランシーバ操作簡易マニュアル

-
- ① エンコーダツマミ
(上下方向に項目を移動します)
 - ② 電源&音量ツマミ
 - ③ トークボタン
(外部マイク装着時はマイク側のボタンを使用下さい)
 - ④ 緊急通報
(機能しません)
 - ⑤ 戻るキー
(操作に困ったら数回押すと待ち受け画面に戻れます)
 - ⑥ マイク
(ここに向かって喋る)
 - ⑦ 局番号帳キー
(通話の相手先を選択)
 - ⑧ 履歴キー
(発着信履歴表示)
 - ⑨ メニュー・決定キー

操作を間違えたり、困ったら図⑤の戻るキーを数回押すと待ち受け画面まで戻れます。

待受け画面表示

待ち受けは常に所属グループとなります。



電源ON/OFFの仕方

図②の電源・音量ツマミを回すとON/OFFが出来ます。

(電源投入後、約50秒で使用可能となります)

通話時間

一回の通話時限は最長5分です。5分を経過しますと通話中でも通信が切断されます。

(10秒前に終話予告音が鳴ります)

1. 全局の通信方法 (例:全局への一斉)

全局に通信します。

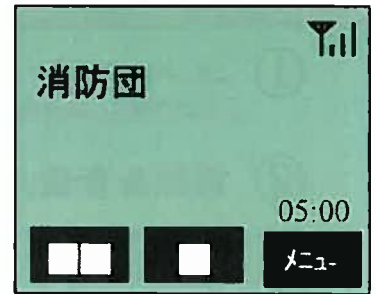
手順1. 液晶に「消防団」が表示されている事を確認。

手順2. 図③のトークボタンを押し続け、「ピッ音」の後に話す。

例) 全局、悪天候により本日の防災訓練は中止となりました。...

手順3. 図③のトークボタンから手を離して応答を待つ。

※5秒以内お互いが通話しないと回線が切断されます。



※一斉連絡の種類

- ・統制通信 ⇒ 全ての通信は切断され、優先通信として全局に着信。(指定機のみ発信可能)
- ・一斉通信 ⇒ 市役所、消防署への一斉連絡。(全局発信可能)
- ・グループ通信 ⇒ 通信中の無線機 以外に対するグループ内一斉連絡。(全局発信可能)

2. 他のグループ呼出し方法 例:市消防署から伊予方面隊

局番号帳を使用すると全ての通信ができます。(統制・全局・グループ・個別)

手順1. 図⑦の局番号帳ボタンを押す。

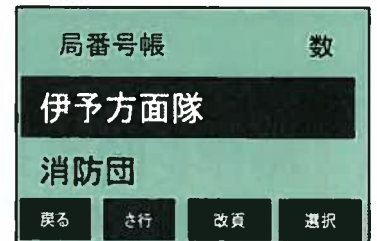
手順2. 図①のエンコーダツマミを反時計回りに回して「伊予方面隊」にセルを合わせる。

手順3. 図③のトークボタンを押し続け、「ピッ音」の後に話す。

例) 市消防署より、伊予方面隊全局に連絡します。〇〇地区にて発生した山火事は鎮火し...

手順4. 図③のトークボタンから手を離し、相手の応答を待つ。

手順5. 無通話判定で5秒後に自動的に回線が切断。



3. 個別発信の仕方 例:市危機1～署伊予1へ

他者に聞かせたくない時などに使用します。

手順1. 図⑦の局番号帳ボタンを押す。

手順2. 図①のエンコーダツマミを時計回りに回して「署伊予1」にセルを合わせる。

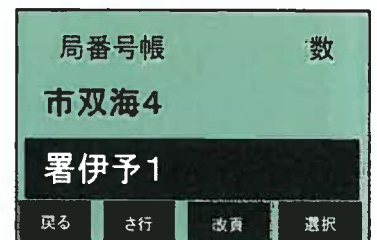
手順3. 図③のトークボタンを押し続け、「ピッ音」の後に話す。

例) 市危機1から署伊予1どうぞ。...

手順4. 図③のトークボタンを離して相手の返事を待つ。

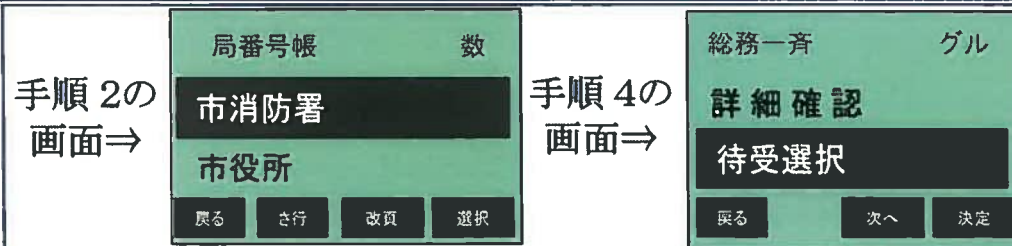
手順5. 無通話判定で5秒後に自動的に回線切断。

※個別通話は全局発信可能です。



所属グループ切替の仕方

携帯機の操作ボタン



- 手順 1: 局番号帳キー (図⑦)を押す。
 - 手順 2: エンコーダツマミ (図①)を回して、カーソルを「市消防署」に合わせます。
 - 手順 3: 決定キー (図⑨)を押します。
 - 手順 4: エンコーダツマミ (図①)を回して、カーソルを「待受選択」に合わせます。
 - 手順 5: 決定キー (図⑨)を押して選択完了です。
(液晶画面には「市消防署」が表示されます)
- ◎ホームグループに戻る時
戻るキー (図③)を長押しでホームグループに戻る。



仕 様 書

- 1 業務名 (危委) 第6号郡中小前地下道ボックス防犯設備点検業務
- 2 場 所 伊予市米湊地内 (別添位置図参照)
- 3 期 間 契約日から令和5年3月17日まで
- 4 内 容 以下のとおり

	名 称	数量	備 考
1	労務費	1 式	非常警報用制御機点検 警報表示板動作試験(4箇所) 押ボタン式通報装置点検
2	安全費	1 式	交通誘導員配置
3	技術管理費・一般管理費	1 式	報告書、写真提出を含む

	点検項目	点検内容
1	外観	外観・塗装状態
2	電圧測定	表示板用電源
		回転灯用電源
		防水ベル用電源
		押釦赤色灯電源
		押釦ベル電源
		制御用電源
		バッテリー電圧
		制御部電源
3	抵抗測定	インターフェイス電源 押ボタン回路ループ抵抗
4	動作試験	自動モード
		自動復旧動作
		停電時動作
		自動通報動作

(危委) 第6号郡中小前地下道ボックス防犯設備点検業務



伊予地区防犯協会会則

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は、伊予地区防犯協会と称する。

(会員)

第2条 本会は、次の会員によって組織する。

- (1) 正 会 員 伊予市、松前町並びにこれらの市町の住民及び伊予警察署管内の防犯に係る団体（以下「防犯関係団体」という。）で本会に入会したもの
- (2) 賛助会員 本会の目的に賛同する法人その他の団体及び個人で、本会の事業を賛助するため、賛助会費を納めたもの

(事務局)

第3条 本会の、事務局は、伊予警察署におく。

2 事務局長は、会長の指名したものとする。

第2章 目的および事業

(目的)

第4条 本会は、犯罪のない地域社会の実現を理想として、住民の防犯思想を高揚し、地域ぐるみ防犯活動の推進を図るとともに各防犯団体の円滑な発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第5条 本会は、前条の目的を達するために次の事業を行う。

- (1) 防犯対策についての調査および研究
- (2) 防犯思想の普及徹底
- (3) 防犯組織の整備強化
- (4) 防犯施設の拡充強化
- (5) 迷惑および暴力追放
- (6) 盗犯の防止
- (7) 青少年の非行防止
- (8) 自転車等の防犯登録
- (9) 防犯功労者の表彰
- (10) 防犯カメラシステムの管理・運用
- (11) その他の防犯上必要な事業

第3章 役 員

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

会 長	1名
副会長	2名
理 事	若干名
監 事	2名

(会長)

第7条 会長は、伊予市長及び松前町長のうちから、総会において選任する。

2 会長は、会務を総理し本会を代表する。

(副会長)

第8条 副会長は、伊予市長、松前町長及び正会員である防犯関係団体の長のうちから各1人を、総会において選任する。

2 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときは、会長の指名する順位により、その職務を代理する。

(理事)

第9条 理事は、総会において選出する。

2 理事は、理事会を構成し、この会則の定めおよび理事会の決議に基づき、この会の業務を執行する。

(監事)

第10条 監事は、総会において選出する。

2 監事は、理事または事務局の職員を兼ねることができない。

3 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行状況を監査すること。

(2) 本会の会計の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、本会の業務または会計に関し不正の行為または法令若しくは会則に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会の招集を請求すること。

(5) 理事の業務執行の状況または本会の会計状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(役員任期)

第11条 役員任期は、2年とする。ただし、補欠により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任を妨げない。

3 役員は、辞任又は任期が満了しても後任者が就任するまでその職務を行うものとする。

(役員解任)

第12条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため職務の遂行に耐えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

第4章 顧問、参与

(顧問、参与)

第13条 本会に顧問、参与を置く。

2 顧問は、伊予警察署長の職にある者をあてるほか、おおむね次に掲げる者の

うちから理事会の推薦に基づき会長が委嘱する。

裁判官

検察官

県議会議員

市町議会議員

報道関係者

学識経験者

3 参与は、伊予警察署副署長の職にある者をもってこれにあてる。

4 顧問、参与は、理事会の諮問に応ずるほか、本会の事業遂行に関し、意見を述べることができる。

第5章 支部及び防犯相談所

(支部)

第14条 伊予警察署管内の校区又は公民館単位に支部を設置し、支部長1人を置く。

2 支部長は、支部の区域に設置された次条の防犯相談所の所長の職にあるものうちから、会長が任命する。

3 支部長の任期は、2年とする。ただし、補欠により就任した支部長の任期は、前任者の残任期間とする。

4 支部長は、再任を妨げない。

(防犯相談所)

第15条 伊予市及び松前町の各行政区に防犯相談所を設置し、所長1人を置く。

2 防犯相談所の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が定める。

第6章 会議

(会議の種類)

第16条 本会の会議は、総会、理事会、顧問会および推進委員会とする。

(総会)

第17条 総会は、伊予市長、松前町長、正会員である防犯関係団体の長及び支部長をもって構成し、毎年1回開催する。ただし、会長において特に必要があると認めるときは、臨時に招集することができる。

2 総会においては、次の事項を審議する。

(1) 会則の制定または変更

(2) 予算および決算

(3) 事業計画

(4) 役員を選任または解任

(5) その他会長において必要と認めた事項

(理事会)

第18条 理事会は、会長、副会長および理事をもって構成し、必要に応じて開催する。

2 理事会においては、次に事項を審議する。

(1) 総会に提出する議案

- (2) 顧問の推薦
- (3) 総会の議決を要することで委任をうけた事項
- (4) 防犯功労者の選考
- (5) その他会長において必要と認めた事項

(顧問会)

第19条 顧問会は、会長、副会長および顧問をもって構成し、必要に応じて開催する。

2 顧問会は、会長の諮問に応じ、本会の重要事項を審議または助言する。

(推進委員会)

第20条 推進委員会は、正会員である防犯関係団体の長及び支部長をもって構成し、必要に応じて開催する。

2 推進委員会においては、次の事項を協議する。

- (1) 第5条に掲げる事業の具体的な推進方策
- (2) その他会長において必要と認めた事項

(会議の運営)

第21条 各会議は、会長が招集する。

2 各会議の議長には、会長があたる。ただし、推進委員会については、会長の指名する者がこれを代理することができる。

(会議の定足数)

第22条 各会議は、その構成員の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。ただし、推進委員会においては、協議内容により、その参集を必要と認める者の2分の1以上の出席により開催することができる。

(議決)

第23条 各会議の議決は、出席者の過半数で決定し、可否同数のときは、議長がこれを決する。

(書面審議)

第24条 緊急を要し会議を招集するいとまのないときは、書面により意見をきき、これを会議に代えることができる。この場合には、次の会議にその結果を報告しなければならない。

第7章 職員

(職員)

第25条 事務局に次の職員を置く。

事務局長 1名

書記 若干名

2 職員は、本会事業の推進および会計その他の事務を処理する。

(職員の任免)

第26条 職員の任免は、会長が行う。

第8章 会計

(経費)

第27条 本会の運営に必要な経費は、伊予市及び松前町からの負担金その他の収

入をもってこれに充てる。

(特定目的基金)

第28条 特定の目的のために資金を積み立てるための基金を置くことができる。

2 基金の運用に関し必要な事項は、会長が定める。

(会計年度)

第29条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日までとする。

第9章 雑 則

(備付簿冊)

第30条 本会に次の簿冊を備える。

- (1) 会則綴
- (2) 顧問、役職員および会員名簿
- (3) 金銭出納簿
- (4) 証憑書類等
- (5) 備品台帳
- (6) 表彰者台帳
- (7) その他必要な簿冊

(事務の専決)

第31条 事務局長は、あらかじめ会長の指示を受けて、会長の権限に属する事務の一部を専決することができる。

2 前項の規定により、事務局長が専決できる事項は、別表1に掲げるとおりとする。

(文書)

第32条 文書は、完結年月日の順に整理し、保存区分に従って保存しなければならない。

2 事務局に備える簿冊及びその保存期間は、別表2のとおりとする。

附 則

- 1 本会則は、昭和40年3月17日から施行する。
- 2 本会の運営に必要な細部事項については、会長に置いて定めることができる。
- 3 従来の防犯対策協議会の財産は、理事会の承認を得て、目録とともに本会に受け入れることができる。

附 則

- 1 平成元年5月23日一部改正

附 則

- 1 平成8年5月30日一部改正

附 則

- 1 平成17年6月3日一部改正

附 則

- 1 平成19年6月1日一部改正

附 則

- 1 平成24年7月18日一部改正

附 則

- 1 この会則は、平成30年6月21日から施行する。
- 2 この会則の施行の際現に賛助会員である防犯関係団体は、この会則の施行の日に正会員として入会したものとみなす。

別表 1 (第31条関係)

事務の種類	事務局長専決事項
1 文書に関する事務	○ 簡易な文書の発出及び收受
2 組織及び人事管理に関する事務	○ 職員の身上実態、指導監督に関するもの
3 事務の実施に伴う事務	○ 当初の事業計画に沿ったものであり、変更を伴わないもの
4 予算に関する事務	○ 安価なもので日常業務に使用するもの ○ 当初の支出通りのもので変更を伴わないもの
5 物品の取得等に関する事務	○ 総額 30 万円未満のもの
6 その他	○ 地区防犯協会の日常業務で、簡易定例的なもの

別表 2 (第32条関係)

区分	文書・簿冊名	保存期間
1	会則綴	永年
2	役員及び会員名簿	永年
3	職員台帳	永年
4	備品台帳	永年
5	防犯広報車関係綴	永年
6	表彰者台帳	永年
7	防犯登録台帳	10年
8	表彰関係綴	5年
9	理事会及び総会関係綴	5年
10	会議関係綴	5年
11	予算(案)関係綴	5年
12	負担金請求書控え綴	5年
13	金銭出納簿	5年
14	収支綴	5年
15	防犯灯関係綴	5年
16	県費補助金関係	5年
17	少年スポーツ活動費関係綴	5年
18	防犯相談所長関係綴	5年
19	所得税関係綴	5年
20	給与関係綴	5年
21	出勤簿関係綴	3年
22	社会保険関係綴	3年
23	全国地域安全運動綴	3年
24	休暇等届出申請書綴	1年
25	文書件名簿	1年
26	広報関係綴	1年
27	ボランティア保険関係綴	1年
28	雑書綴	1年
29	幹旋物資関係綴	1年
30	自転車防犯登録推進状況表綴	1年

令和4年度 予算要望書

歳入予算額 9,518,031 円
 歳出予算額 9,518,031 円
 差 引 0 円

(単位：円)

歳入の部		4年度予算	3年度予算	差引増減	備 考
科	目				
負担金		6,243,937	6,118,239	125,698	
	伊予市負担金	3,334,109	3,306,645	27,464	概算3,334,572 (-463)
	松前町負担金	2,909,828	2,811,594	98,234	概算2,909,366 (+462)
賛助会費	賛助会費	290,000	300,000	-10,000	
雑収入	預金利子等	5,000	5,000	0	
繰越金	繰越金	2,979,094	2,979,094	0	
合	計	9,518,031	9,402,333	115,698	

科		目		4年度	3年度	比較増減	備考
款	項	目	節	予算見込	予算		
				9,518,031	9,402,333	115,698	
		1 職員費		3,747,955	3,604,256	143,699	
		(1) 給料		2,155,000	2,069,000	86,000	
		(2) 職員手当等		972,800	948,800	24,000	
			ア 通勤手当	58,800	58,800	0	
			イ 超過勤務手当	100,000	100,000	0	
			ウ 期末手当	467,000	457,000	10,000	
			エ 勤勉手当	347,000	333,000	14,000	
		(3) 福利厚生費		492,500	470,500	22,000	
			ア 社会保険料	451,000	430,000	21,000	
			イ 社会保険協会費	3,500	3,500	0	
			ウ 労働保険料	28,000	27,000	1,000	
			エ 健康診断費	10,000	10,000	0	
		(4) 恩給及び退職年金		127,655	115,956	11,699	
		ア 退職給与積立金					
		2 事業費		2,825,000	2,853,000	▲ 28,000	
		(1) 報償費		50,000	50,000	0	
			ア 記念品等				
		(2) 旅費		20,000	20,000	0	
		(3) 需用費		260,000	260,000	0	
			ア 修繕費	20,000	20,000	0	
			イ 燃料費	40,000	40,000	0	
			ウ 雑費	200,000	200,000	0	
		(4) 役務費		323,000	323,000	0	
			ア 通信運搬費	300,000	300,000	0	
			イ ボランティア保険料	23,000	23,000	0	
		(5) 備品購入費		50,000	150,000	▲ 100,000	
			ア 庁用器具費				
		(6) 会議費		60,000	60,000	0	
		(7) 広報活動費		640,000	640,000	0	
			ア 広報用資材購入費	200,000	200,000	0	
			イ 広報資料作成費	440,000	440,000	0	

伊
地
区
防
犯
協
会
費

(単位：円)

歳出の部

科		目		4年度	3年度	比較増減	備考
款	項	目	節	予算見込	予算		
		(8) 広報車両管理費		340,000	270,000	70,000	
			ア 広報車積立金	150,000	150,000	0	
			イ 任意保険料	70,000	70,000	0	
			ウ 車検・定期検査料	120,000	50,000	70,000	
		(9) 地域安全活動費		1,082,000	1,080,000	2,000	
			ア 地域安全活動費	550,000	550,000	0	
			イ 少年健全育成活動費	100,000	100,000	0	
			ウ 少年非行防止運動等活動費	32,000	30,000	2,000	
			エ 安全安心まちづくり 推進事業基金操出金	400,000	400,000	0	
3	助成金	(1) 少年警察協働員活動助成金		96,000	96,000	0	
4	負担金	(1) 県防連負担金		407,564	407,564	0	
5	予備費			2,441,512	2,441,513	▲ 1	端数の調整のため、概算より 1円減

令和4年度 伊予地区防犯協会市町負担金算定資料

(単位：円)

内 訳 市 町 別	人 口	負 担 金 内 訳			負 担 金 合 計	備 考
		均等割 (10分の2)	人口割 (10分の8)	調整		
伊 予 市	35,133	624,394	2,708,754	961	3,334,109	
松 前 町	29,630	624,394	2,284,473	961	2,909,828	
合 計	64,763	1,248,788	4,993,227	1,922	6,243,937	

※ この推計人口は令和2年国勢調査を基に作成しております。

令和4年度市町負担金

伊予市人口	令和2年国勢調査(速報値)	35,133	人
松前町人口	令和2年国勢調査(速報値)	29,630	人
伊予地区総人口	(伊予市+松前町人口)	64,763	人

	予算額		賛助会費		預金利子等		繰越金		負担金
	¥ 9,518,031	-	¥ 290,000	-	¥ 5,000	-	¥ 2,979,094	=	¥ 6,243,937

○ 均等割 (10分の2)

負担金	×	2/10	=	均等割金額	
¥ 6,243,937	×	0.2	=	¥ 1,248,787.40	
均等割金額	÷	2市町	=	1市町分の均等割金額	
¥ 1,248,787.4	÷	2	=	¥ 624,394	

○ 人口割 (10分の8)

負担金	-		均等割金額	=	人口割金額
¥ 6,243,937	-	¥	1,248,788	=	¥ 4,995,149
人口割金額	÷	2市町全人口	=	1人あたりの金額	
¥ 4,995,149	÷	64,763	=	¥ 77.1	
伊予市人口	×	1人あたりの金額	=	伊予市人口割金額	
35,133	×	¥ 77.1	=	¥ 2,708,754	
松前町人口	×	1人あたりの金額	=	松前町人口割金額	
29,630	×	¥ 77.1	=	¥ 2,284,473	

負担金

伊予市人口割金額	+		均等割金額	=	伊予市負担額
¥ 2,708,754	+	¥	624,394	=	¥ 3,333,148
松前町人口割金額	+	¥	均等割金額	=	松前町負担額
¥ 2,284,473	+	¥	624,394	=	2,908,867
伊予市負担額	+	¥	松前町負担額	=	負担額合計
3,333,148	+	¥	2,908,867	=	¥ 6,242,015

調整額

負担金	-		負担額合計	=	調整額
¥ 6,243,937	-	¥	6,242,015	=	¥ 1,922
調整額	÷	2市町	=	1市町調整額	
¥ 1,922	÷	2	=	¥ 961	(5銭未満切り捨て)

負担金合計

伊予市負担額	+		調整額	=	伊予市負担金
¥ 3,333,148	+	¥	961	=	¥ 3,334,109
松前町負担額	+	¥	調整額	=	松前町負担金
¥ 2,908,867	+	¥	961	=	2,909,828
伊予市負担金	+	¥	松前町負担金	=	負担金
¥ 3,334,109	+	¥	2,909,828	=	¥ 6,243,937

伊予市防犯灯等設置費補助金交付要綱

平成21年9月8日

告示第84号

(目的)

第1条 この要綱は、犯罪を防止し明るいまちをつくるため、防犯灯及び支線引込み用支柱（以下「防犯灯等」という。）を設置する広報区に対して補助金を交付し、もって事業の円滑な普及を図ることを目的とする。

(補助の対象)

第2条 市長は前条の目的に従い、広報区に対して予算の範囲内において防犯灯等設置工事費（以下「設置費」という。）の一部を補助するものとする。

(補助金の限度額)

第3条 補助金の額は、1設置工事当たり設置費の75%とし、次の各号に掲げる額を限度とする。

- (1) 防犯灯の新設又は取替を行う場合 15,000円
- (2) 支線引込み用支柱の取替を行う場合 15,000円
- (3) 防犯灯及び支線引込み用支柱の新設を併せて行う場合 40,000円

(交付申請書の提出)

第4条 補助金交付を受けようとする広報区長は、伊予市防犯灯等設置費補助金交付申請書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）に関係書類を添付し提出しなければならない。

(補助金の交付決定及び通知)

第5条 市長は、前条に規定する交付申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、伊予市防犯灯等設置費補助金交付決定通知書（様式第2号）により、広報区長に通知するものとする。

(工事完了報告書及び請求書の提出)

第6条 前条の規定による交付決定を受けた広報区長（以下「補助事業者」という。）は、防犯灯等の設置工事に取り掛かるものとし、工事が完了した日から1週間以内に伊予市防犯灯等設置工事完了報告書（様式第3号）及び伊予市防犯灯等設置費補助金交付請求書（様式第4号）に関係書類を添付し市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第7条 市長は、前条の規定による報告及び請求を受けたときは、受理した日から起算して30日以内に補助金を交付するものとする。

(取消し及び返還)

第8条 補助事業者が補助金を他の目的に使用するなど不正な行為を行った場合は、補助金の交付を取り消し、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(防犯灯等の維持管理)

第9条 次の各号に掲げる防犯灯等の維持管理に要する経費は、補助事業者が負担するものとする。

- (1) 電気代
- (2) 電球の交換
- (3) 器具の修繕
- (4) その他維持管理に要する経費

2 補助事業者は防犯灯等の管理者を定め、第1条の目的が達成されるよう適切な維持管理を行わなければならない。

(委任)

第10条 その他補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成21年9月8日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、改正前の伊予市防犯灯設置費補助金交付要綱の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則 (平成28年伊予市告示第143号)

この告示は、平成28年10月11日から施行する。

附 則 (平成30年伊予市告示第17号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

